

事件名	旅行者向けシステムに含まれるデータベース事件
判決日・事件番号	知財高判平成 28・1・19(平成 26(ネ)10038)
出典	知財高裁HP
事案の概要	1審被告らが、CD-ROM等で提供されるマスターテーブルによるデータベース(CDDB)を含む旅行者向けシステム(リレーショナルデータベース)の「当初版」「2006年版」のみならず、「現行版」「新版」を製造、販売する行為が、1審原告が有するCDDBの著作権侵害に当たるなどと主張して、差止め及び廃棄、損害賠償を請求した事案。なお1審では被告の「当初版」「2006年版」だけが1審原告の著作権侵害とされ、「現行版」「新版」については1審原告CDDBの複製又は翻案に該当しないと判断されたため原・被告双方が敗訴部分についてそれぞれ控訴した。
請求の結論	一部認容、一部棄却(控訴棄却)
関係条文	著 2 条 / 著 12 条の 2 / 著 20 条 / 著 27 条 / 著 112 条
著作物の種別	データベースの著作物
原告著作物	旅行者向けシステムに含まれる検索及び行程作成業務用データベース
著作物性	認容
被告行為	1審被告らがデータベース(CDDB)を含む旅行者向けシステムを製造、販売する行為
権利の種類	複製権 翻案権 譲渡権 貸与権 公衆送信権
主な争点	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1審原告CDDBの著作物性 2. 1審被告CDDB(「当初版」以下)が1審原告CDDBに依拠して作成された複製物ないし翻案物といえるか 3. 差止・廃棄請求の可否 4. 損害賠償請求の成否及び損害額
判旨	<ul style="list-style-type: none"> ・データベースの著作物性については著作権法12条の2の第 1 項の規定によれば、情報の選択又は体系的構成について選択の幅が存在し、特定のデータベースにおける情報の選択又は体系的な構成に制作者の個性が表われていれば創作性を有するものと認められると解され、1審原告のCDDBには著作物性が認められる。 ・さらにリレーショナルデータベースにおける体系的構成については、情報

	<p>の集合物から特定の情報を効率よく検索できるようにテーブルの内容(種類、数)、各テーブルに存在するフィールド項目の内容(種類、数)、及び各テーブル間をどのようなフィールド項目を用いてリレーション関係を持たせるか、などの複数のテーブル間の関連付け(リレーション)の態様等を考慮する必要があると解される。またリレーショナルデータベースにおいては、一般に各テーブル内に格納されるデータの無駄な重複を減らして検索の効率化を高めるために、フィールド項目に従属関係を設定して新たなテーブルを設け、あるいはテーブル内のデータ更新を行う際にデータ間に不整合が起こらないようにするための所謂「正規化」がおこなわれるが、かかる「正規化」についても、そのもたらす意義や正規化の程度も考慮する必要がある。</p> <p>さらにリレーショナルデータベースでは、その一部分を分割利用が可能であり、またテーブル又はテーブル内のフィールドを追加したり削除する場合もあるが、そのような場合においても既存のデータベースの検索機能は当然に失われるものではなく、その検索のための体系的構成の全部又は一部が維持されていると評価できる場合があり得る。</p> <p>以上を前提とすると、まず1審被告CDDDBにおいて、1審原告CDDDBのテーブル、各テーブル内のフィールドの具体的情報と共通する部分があるかについて認定し、次にその共通部分について1審原告CDDDBは情報の選択又は体系的構成によって創作性を有するかどうかを判断し、さらに創作性を有すると認められる場合には、1審被告CDDDBにおいて1審原告CDDDBの共通部分の情報の選択又は体系的構成の本質的な特徴を認識可能であるかを判断し、認識可能である場合には、その本質的な特徴を直接感得することができるものといえるから、1審被告CDDDBは1審原告CDDDBの共通部分を複製ないし翻案したものと認めることができる、として1審被告CDDDBの「当初版」「2006年版」のみならず、「現行版」「新版」のいずれについても1審原告CDDDBに依拠して制作されたものであって、1審原告CDDDBの共通部分の体系的構成及び情報の選択の本質的な特徴を認識可能であり、その本質的な特徴を直接感得することができるものといえるから、1審原告CDDDBの共通部分の複製物ないし翻案物であると認めるのが相当である。</p>
キーワード	リレーショナルデータベース 著作物性 複製 翻案
特記事項	原審 東京地裁平成 21(ワ)16019
作成者コメント	本判決は、様々な用途で広く使用されているリレーショナルデータベースに関する裁判例である。

作成者	瀧村美和子
作成日	平成 26 年 6 月 22 日